

景観影響評価制度（景観アセス）についての概要

建築物の概要、現況調査の結果、景観影響予測、景観影響評価、説明会など

内容等

1. 景観影響評価準備書の提出
※提出後、兵庫県による公告 縦覧 ----- 公告日
2. 説明会開催等実施届の提出
3. 説明会の日時等について事業者による広告
4. 説明会の開催等
公告日から起算して2週間の縦覧期間
住民による住民意見書の提出

5. 説明会開催等実施状況報告書の提出
6. 見解書の提出（住民意見書の提出があった場合）
7. 準備書記載内容等の変更届出（変更があった場合）
8. 特定建築主の変更
9. 行為の廃止届出（行為を中止した場合）
10. 景観影響評価書の提出（準備書の補正等を行ったもの） ----- 提出
※提出後、兵庫県による公告 2週間の縦覧 ----- 公告
11. 行為着手等の制限（評価書提出後でないとは建築確認申請提出が不可
公告後でないとは行為着手不可）
12. 評価書の内容の尊重

対象となる行為（書類の提出等が必要な行為）

兵庫県内で

- ① ホテル・旅館等（延べ面積 500 m²以上又は 10 室以上）
- ② ぱちんこ店（延べ面積 200 m²以上又はぱちんこ台が 100 台以上）
- ③ 発電用風力設備（高さ 31m超）
- ④ 観覧車（高さ 31m超）

の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕、大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更

※①、②で景観形成地区内及び風営法施行条例第 2 条に定める 4 種地域内の場合には対象から除く。

※③、④で建築物と一体となって設置される場合にあっては、その高さが 20m を超え、かつ、当該建築物等の高さの合計が 31m を越えるものが対象となる。

提出書類等

1. 景観影響評価準備書（第 27 条の 2）

<提出時期>

説明会の開催及び説明会開催等実施届の前（最終の評価書が確認申請の前に提出）

<提出窓口>

高砂市まちづくり部まちづくり推進課 079-443-9033

<部数>

正本 1 部 副本 3 部

<提出書類>

景観影響評価準備書提出書 県条例施行規則 様式第7号
景観影響評価準備書 建築物の概要、現況調査の結果、景観影響予測、景観影響評価等
とりまとめたもの

※提出後県による準備書の提出があった旨の公告 2週間の縦覧

2. 説明会開催等実施届 (第27条の4第2項)

<提出時期>

準備書提出の公告後。説明会の日時等の広告前

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

1部

<提出書類>

説明会開催等実施届 県条例施行規則 様式第8号

3. 説明会日時等の広告 (第27条の4第3項)

<広告時期>

説明会の開催予定日の7日前までに

<広告方法>

- ①印刷物の配布又は回覧
- ②公共の場所の掲示板への掲示
- ③その他 知事が適当と認める方法

4. 説明会の開催等 (第27条の4第1項)

<説明会の開催等の時期>

準備書写しの縦覧期間内(準備書提出があった旨の公告日(県による公告)から2週間以内)

<説明会等の方法>

下記①、②をどちらも行う必要がある。(兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に相談
078-362-9299)

- ①景観に影響を及ぼす範囲において、説明会の開催
- ②景観に影響を及ぼす範囲において、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法

5. 説明会開催等実施状況報告書 (第27条の4第5項)

<提出時期>

説明会の開催、その他の周知を図るための措置をした時。

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

1部

<提出書類>

説明会開催等実施状況報告書 県条例施行規則 様式第9号

6. 見解書 (第27条の6)

<提出時期>

住民意見書の送付を受けた日から30日以内

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

1部

<提出書類>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室と協議

7. 準備書記載内容等の変更届出 (第27条の10)

<提出時期>

準備書記載内容の変更をしようとする時(建築物名称の変更等の軽微な変更を除く)

<内容>

1. ~6. の内容に準じる。(変更該当するかどうかを含めて、県本庁との協議を行いおこなうべき行為を決める。)

8. 特定建築主の変更届出 (第27条の11)

<提出時期>

準備書の提出から評価書の提出までの間で、建築主の変更があった日から起算して30日以内

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

1部

<提出書類>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室と協議

9. 評価対象行為の廃止の届出 (第27条の12)

<提出時期>

準備書の提出から評価書の提出までの間で、対象行為を実施しないとした時に遅滞なく

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

1部

<提出書類>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室と協議

10. 景観影響評価書の提出（第27条の8）

<提出日>

審査意見書の送付を受けた日以後、**確認申請の前**

<提出窓口>

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室 078-362-9299

<部数>

正本1部 副本3部

<提出書類>

景観影響評価書提出書 県条例施行規則 **様式第10号**

景観影響評価書（準備書に検討を加えたもの）

※提出後、兵庫県による評価書の提出があった旨の公告 2週間の縦覧

11. 行為着手の制限等（第27条の13）

評価書の提出後でないと、**建築確認申請の提出**ができない。

評価書の提出があった旨の公告（兵庫県による公告）以後でなければ、**対象行為に着手**してはならない。

12. 評価書の内容の尊重（第27条の13）

対象行為の実施にあたっては、評価書内容を尊重し、地域の景観との調和について適正に配慮しなければならない。